

## 「建設工事」 契約手続等 確認表

### 1 さくら市建設工事請負契約書(R5.1.1改正):2部(受付印)

30万円未満は省略することができるが、軽微な契約を除き、請書又は見積書等を徴する(さくら市財務規則第73条)。

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 工事名       | 工事   |
| (2) 工事箇所      | さくら市 (地)内 は、入札書(見積書)と同じ  |
| (3) 工事を施工しない日 | 必要に応じて日時を記入。特に受発注者間で取り決めがなければ、見え消し削除   |
| 工事を施工しない時間帯   | 又は項目そのものを削除  |
| (4) 当事者の表示    | 前文の部分 受託者:法人の名称(フルネーム);発注者:さくら市<br>記名押印の部分 受託者:法人の名称(フルネーム)、代表者職氏名<br>;発注者:さくら市長<br>(株)は株式会社と記入すること。 |
| (4) 公印の押印     | 袋とじの場合:最初と最後の頁の糊付け部分に押印<br>袋とじでない場合:各頁の綴じ目に押印<br>収入印紙の消印   |
| (5) 訂正について    | 重要な事項の契約金額や契約当事者の表示部分、契約日付、訂正文字の再度訂正は、契約書を作成し直すこと  |
| (6) 収入印紙の確認   | 租税法特例措置、印紙税の手引き等を参照のこと   |
| (7) 条項削除の確認   | 契約金額等にもよるので適宜確認すること  |
| (8) 各種割合の確認   | 遅延利息、延滞金等の確認   |
| (9) 契約書の提出    | 落札通知を受けた日から7日以内(市の休日を除く)に提出すること<br>7日以内に提出しないときは、当該落札は効力を失う。   |

### 2 契約保証金

- (1) 入札に付する額(消費税相当額を含む)が、500万円以上の契約について、契約書の提出とともに、契約保証の形態に応じて提出を求める。なお、(入札公告の「契約保証金」が「有」の場合)請負金額が、500万円未満になった場合でも提出すること。
- (2) 入札に付する額が、500万円未満は、免除とするので、契約書には「契約保証金 免除 円」と記載すること。
- (3) 金融機関の「保証書」は、工事完成後に所定の手続きを経た後に返還する。保証書の写しに受付印を押印し、起工伺いに添付する
- (4) 工事目的物の引き渡しを受けたときは、契約保証金等を還付する。
  - ア 契約保証金(現金)は、請負代金の支払いと同日に還付処理する(「還付申請書」の提出と契約保証金の「領収書の原本」を返還させ、その写しを起工伺いへ添付する。)
  - イ 契約保証金(現金に代わるもの)は、請負代金の支払日以前に還付する。
  - ウ 金融機関の「保証書」は、「保証書に係る受領証」と引き換えに還付する。
  - エ 保証事業会社の「保証書」、保険会社の「履行保証保険証券」は、返還しない。

### 3 課税事業者届出書・免税事業者届出書(1部:受付印)

- (1) 課税、免税事業者の区分により契約書の工事請負額記入欄の記載が異なる。
- (2) 課税期間:法人は事業年度、個人は暦年を記載すること。

### 4 現場代理人及び主任技術者等選任通知書(1部:受付印)

- (1) 資格名を記載すること(例:1級土木施工管理技士)
- (2) 資格免許、登録証等の有資格者であることを証するものを提示すること。

(3) 請負金額 4,000 万円以上(令和5年1月1日から)は専任の主任技術者又は監理技術者を置くこと。

5 技術有資格者一覧表及び技術者配置表(各1部:受付印)

6 工事工程表

(1) 契約締結後5日以内に設計図書に基づいて作成のうえ提出すること。

(2) 設計数量を記載すること(数量の明確な箇所については一式計上しないこと)。

(3) 変更契約がある場合は、変更の委託業務工程表(赤黒表示:変更前 赤;変更後 黒)を作成して提出すること。

7 工事着手届(1部:受付印) 委託契約締結日から7日以内に着手すること。

8 工事カルテ(1部:受付印)

(1) 請負金額 500 万円以上は、(一財)日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス(CORINS)に基づき「登録のための確認のお願い」を作成して監督員の署名・捺印を受けたうえ、受注時は契約後10日以内(市の休日を除く)に登録すること。変更・完了時も同様とする。

(2) 変更後の請負金額が500万円以上になった場合には、簡易コリンズの受注時登録をすること。

9 設計図書照査表(1部:受付印)・施工計画書(2部:受付印)・使用材料報告書(2部:受付印)

(1) 工事着手前に、速やかに提出すること。

(2) 施工計画書・使用材料報告書は、内容を審査・承認のうえ、1部を返却する。

(3) 工期の変更や数量が僅かな変更等、軽微な変更を除き、内容に変更が生じた場合は、そのつど、変更に関する事項について、内容の審査・承認を受けること。

10 建設業退職金共済証紙購入報告書(1部:受付印)

(1) 契約締結後(できる限り)、契約提出と同時に1ヶ月以内に提出すること。

(2) 増額変更があった場合は、共済証紙を追加購入した報告書を提出すること。

11 請負代金内訳書

(1) 令和4年6月1日より提出が必須。

(2) 請負代金内訳書下部の「法定福利費」を必ず記入すること。

12 前払金(保証証書・請求書)

(1) 対象請負代金額 300 万円以上

(2) 金額 100 分の 40 以内の額とする。

中間前払金

(1) 前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内の前金払を請求できる。

(2) 契約締結時に、中間前払金と部分払のいずれかを選択し、「中間前払金と部分払の選択に係る届出書(1部:受付印)」を提出すること(届出後の変更は不可)。

(3) 請求書には、保証証書を添付すること。また、請求があった場合は、要件のすべてに該当することを調査して、認定調書を2部作成し、1部を請負者に交付する。

(4) 対象は保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、請負代金額が300万円以上の工事とする。

13 さくら市建設工事変更請負契約書:2部(受付印)

- (1) 工期の変更 25条による
- (2) 請負代金額の変更 26条による
- (3) 記載方法

ア契約保証金と工期

工期が変更なしの場合は、「令和 - 年 - 月 - 日」とすること。

増額変更が1.5倍以下の場合であっても「工期の延長」が伴うときは、金融機関の(保証期間が変更後の工期を含むように延長変更することを明示した)保証に係る「保証内容変更契約書」を変更契約書とともに提出すること。なお、東日本建設業保証(株)・契約保証金(現金)、有価証券及び履行保証保険は、工期延長に係る事務処理を不要とする(工期延長の変更契約は必要)。

変更後の契約金額が当初契約金額の1.5倍以下の場合は、契約保証金の追加保証を求めないので、「契約保証金 - 円」とすること。

当初契約金額の1.5倍を超える変更契約金額となる場合は、変更後の契約金額の「10分の1以上」となるよう契約保証金の増額(追加保証)を求める。

入札公告の「契約保証金」が「免除」の場合の請負契約について、変更後の請負金額が5,000,000円を超える場合は免除するものとするので、「契約保証金 - 円」とすること。

減額変更の場合は、「契約保証金 - 円」とすること。

- (4) 収入印紙 増額変更以外 200円

14 工事完成通知書:1部(受付印)

- (1) 契約工期内に提出すること。
- (2) 完了報告を受けた日から14日以内に検査を行い、検査結果を通知する。

15 工事目的物引渡し通知書:1部(受付印)

- (1) 原則として、日付は、検査合格日と同日とすること。
- (2) 契約保証金の還付処理を行う(2(4)参照)。

16 請求書:(1部) 請求を受けた日から40日以内に支払う(支払遅延防止法第6条)。

17 その他 その他の詳細については、「さくら市例規」、「栃木県建設工事関係事務要覧」、「工事経理事務処理要領(土木部監理課)」、「工事契約実務要覧(国土交通省(建設)編)」等を参照すること。

18 約款の削除

下記の約款について、該当する場合は2重線にて約款条文を見え消しとする。 ~~見え消しサンプル~~

- ・付保割合が10%以上の場合 第5条(A)(契約の保証)
- ・付保割合が30%以上の場合 第5条(B)(契約の保証)
- ・債務負担行為及び継続費でない場合
  - 第41条(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)
  - 第42条(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)
  - 第43条(債務負担行為及び継続費に係る契約の部分払の特則)
- ・公共工事履行保証証券(履行ボンド)でない場合 第52条(公共工事履行保証証券による保証の請求)
- ・契約保証を求めた工事で金銭的保証を付した場合
  - 第46条(B)(契約不適合)を削除
- ・契約保証を求めた工事で求めた工事で役務的保証を付したまたは契約の保証を免除する場合
  - 第46条(A)(契約不適合)を削除

## 削除の例

入札に付する金額が 500 万円未満 (契約保証の免除) は  
**第 5 条 (A) (B)、第 41 条 ~ 43 条、第 46 条 (A)、第 52 条**を削除する。

入札に付する金額が 500 万円以上で付保割合が 10%以上 (金銭的保証) の場合は、  
**第 5 条 (B)、第 41 ~ 43 条、第 46 条 (B)、第 52 条**を削除する。